

2019年10月24日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

・アンビシャスへの上場促進のための「株券上場審査基準」の一部改正について

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2019年10月24日（木）～2019年11月24日（日）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mail の場合…本所ホームページ (URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>)

上の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

自主規制部

TEL 011-241-1135

アンビシャスへの上場促進のための「株券上場審査基準」の一部改正について

2019年10月24日
証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣旨

本所では、2000年に成長性が見込まれる企業を上場対象としてアンビシャスを開設、2012年6月には「近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場」として市場コンセプトを再確立し、2016年6月以降、北海道の企業4社がアンビシャスに上場しております。

しかしながら、アンビシャスの株券上場審査基準の実質審査基準において「企業の収益性」を設けていることから、現行の株券上場審査基準のままでは「先行投資型」のビジネスモデルの企業が上場することが困難な状況となっております。そこで、上場審査基準について所要の改正を行うこととします。

II. 概要

項目	内容	備考
アンビシャスの上場審査基準における実質審査基準の見直し	幹事会員が「上場後、収益の向上が期待できる旨及びその理由を記載した書面」を提出し、本所が適当と認めた場合は、株券上場審査基準第5条第1項第2号（企業の収益性）の規定は適用しないこととする。	

III. 実施時期（予定）

2019年12月上旬の実施を目途とします。

以上